

北労発基 0413 第5号
令和5年4月13日

建設業関係団体 各位

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行及び足場からの墜落・転落災害防止総
合対策推進要綱の改正について

日頃から、労働基準行政の推進に格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、労働安全衛生規則（昭
和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で定める墜落防止措置に加えて、足
場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成24年2月9日付け基安発0209第2
号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」の別紙。平成27
年5月10日最終改正。以下「旧要綱」という。）に基づき、その徹底を図ってきたとこ
ろです。

今般、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」にお
いて取りまとめられた報告書（令和4年10月）を踏まえ、令和5年3月14日に労働安全
衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第22号。以下「改正安衛則」と
いう。）が公布されたところであり、改正の趣旨、内容等については、下記のとおりです
が、令和5年10月1日から順次施行されることに併せて、旧要綱についても別紙のとおり
改正されました。

足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、安衛則で定められている墜落防止措置
が適切に実施されていない足場で発生したものであり、法定事項の遵守徹底が必要ですが、
労働災害の一層の防止を図るためには、組立・解体時の最上層からの墜落防止措置と
して効果が高い「手すり先行工法」や通常作業時に墜落防止措置として取り組むことが望
ましい「より安全な措置」等の設備的対策、足場が小規模な場合も含めた足場の組立図の
作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や、足場
で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚等の、管理面や教育面の対策を進めていく必要
があります。特に足場の点検については、改正安衛則により、点検者自らが点検者である
という認識を持ち、責任を持って点検ができるよう対策を強化したところであり、足場の
組立て等作業主任者であって足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
等、一定の能力を有する者が実施することが適切です。

つきましては、貴団体の会員事業場等に対し、改正省令とともに別紙の新たな要綱につ

いても周知していただき、足場からの墜落・転落災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨及び概要

建設業においては、今なお年間100人程度の労働者が墜落・転落災害によって死亡しており、その対策を講ずることが強く求められていることを踏まえ、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」において、墜落・転落災害防止対策に係る報告書が取りまとめられた。当該報告書を踏まえ、以下のとおり所要の改正を行ったものである。

- (1) 一側足場からの墜落・転落災害が発生していることから、一側足場の使用範囲を明確化するために必要な措置を規定したこと。
- (2) 足場からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることから、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるために必要な措置を規定したこと。

第2 細部事項

1 一側足場の使用範囲の明確化（第561条の2（新設）関係）

- (1) 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用しなければならないことを規定したこと。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用することが望ましいこと。
- (2) 「幅が1メートル以上の箇所」とは、足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所をいうこと。足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者等、工事関係者の管理の範囲外である場合等にあつては、「幅が1メートル以上の箇所」に含まれないこと。なお、事業者は、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保すべきものであること。
- (3) 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは、以下の場合をいうこと。
 - ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
 - イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
 - ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
 - エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき。

- (4) 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合にあっては、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- (5) 足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。
- 2 足場の点検時の点検者の指名の義務付け(第567条、第568条及び第655条関係)
- (1) 事業者は、足場(つり足場を含む。)の点検を行う際、点検者を指名しなければならないことを規定したこと。
- (2) 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話等で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。
- (3) 改正省令による改正後の安衛則(以下「改正安衛則」という。)第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(令和5年3月14日基安発0314第2号。以下「推進要綱」という。)別添の3(2)に示す一定の能力を有する者を指名することが望ましいこと。
- (4) 足場の点検に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。
- 3 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加(第567条及び第655条関係)
- (1) 改正安衛則第567条第3項各号及び第655条第2項各号に掲げる点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、改正安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のものとする。
- (2) 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。
- 4 施行期日(改正省令附則関係)
- 改正省令は、令和5年10月1日(1については令和6年4月1日)から施行することとしたこと。

担当：北海道労働局労働基準部

安全課 主任安全専門官 ^{のと} 納 裕美

電話(代)011-709-2311 内線 3551

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

第1 目的

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」において取りまとめられた報告書を踏まえ、令和5年3月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第22号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年10月1日から順次施行されることとされた。

本要綱では、改正省令による改正後の安衛則における墜落防止措置と併せて実施すべき対策を、足場に関係する各作業段階に応じてまとめることで、足場からの墜落・転落災害の一層の防止に資することを目的とする。

第2 足場に関連する各作業段階において留意すべき事項

足場からの墜落・転落災害の防止に当たっては、次の①から④までの点に留意した上で、安衛則に基づく措置の実施を徹底するとともに、後記1から6までに掲げる墜落防止措置を講ずること。

- ① 各現場の実情に応じた安全対策を講ずることについて、設計、計画等の段階から検討する必要があること。
- ② 対策の検討に当たっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第28条の2第1項に基づく危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の結果や、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえたものとする。
- ③ 対策の検討に当たっては、作業性の低下や不安全行動等による新たなリスクの誘発等が生じないように、本質的な安全対策を優先的に採用するように努めること。
- ④ 事業者による適切な管理のもと、総合的に対策を実施することが効果的であること。

1 足場を使用して作業を行う建築物、構築物等の設計・計画段階における留意事項

工事の対象となる建築物、構築物等の設計においては、足場上での高所作業ができるだけ少なくなるような工法を採用するよう努めること。

2 足場の設置計画段階における留意事項

(1) 足場の組立図の作成

安衛則第561条の2に基づき、つり足場を使用するとき等を除き、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならないことに留意し、足場からの墜落防止のため、手すり等の機材の設置、足場の点検等が的確に実施されるよう、足場の高さ等によらず、組立て作業に着手する前に、足場の組立図を作成し、関係労働者に周知すること。

